

北陸中部地区救護施設研究協議大会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、救護施設をめぐる諸課題について研究・協議を行い、新たな知識の普及に努めることにより、複雑多様化する福祉ニーズに対応した利用者処遇の改善を図ることを目的に、北陸中部地区救護施設協議会（以下、「補助事業者」という。）が実施する北陸中部地区救護施設研究協議大会事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 この補助金の交付額は、別表第1欄に定める補助対象経費の支出額と同表第2欄に定める基準額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第4条 知事は、前項の規定に基づく補助金の申請があったときは、当該申請を審査し、内容が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第5条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

- 2 補助事業者は、事業を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは前条第1項の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（証拠書類等の整備及び保管）

第7条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助対象経費	2 基準額
会場費 印刷費 報償費（講師謝金に限る。） 旅費（講師旅費に限る。） 通信費 消耗品費 その他知事が必要と認める経費	30万円